

○子どもの医療費の助成に関する条例

昭和 45 年 10 月 1 日

条例第 36 号

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの保護者に対し、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上及び子育て支援の充実を図り、もって子どもの福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者(学校教育法第 18 条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者(同条に規定する学齢児童に限る。)を含む。)をいう。

(2) 子ども 満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

(3) 保護者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者)

イ 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

(4) 医療機関 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)の規定により療養等を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はその他の者をいう。

2 前項第 3 号の「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の助成(以下「助成」という。)を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子どもの保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当する場合においては、その保護者は、対象者としなない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により保護を受けている者

- (2) 母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和 55 年千葉市条例第 12 号)により医療費の助成を受けている者
- (3) 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年千葉市条例第 29 号)により医療費の助成を受けている者

(助成の範囲)

第 4 条 助成は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費について行うものとする。

- (1) 国民健康保険法により子どもに係る療養の給付又は療養費の支給があったとき。
 - (2) 社会保険各法により子どもに係る療養の給付又は療養費の支給があったとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定めるその他の法令(以下「その他の法令」という。)により子どもに係る医療に関する給付があったとき。
- 2 助成する額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、他の法令等により国、地方公共団体等による医療の給付その他これに相当する給付を受けたとき及び医療費に対する附加給付があるときは、その額を更に控除して得た額とする。
- (1) 医療費に関し、国民健康保険法、社会保険各法及びその他の法令により保護者が負担すべき額
 - (2) 医療機関(薬局を除く。次項において同じ。)ごとに 1 回の受診につき(入院の場合にあっては 1 日につき)300 円(子どものうち児童以外の者の通院に係るものにあつては、500 円)(前項各号に規定する給付又は支給(以下「給付等」という。)のあつた月の属する年度(給付等のあつた月が 4 月から 7 月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税所得割が課されている保護者に限る。)。ただし、当該受診における前号の額が 300 円(子どものうち児童以外の者の通院に係るものにあつては、500 円)に満たない場合にあっては、同額の額
- 3 子どもの医療機関への入院から退院までの期間が中学校の修了の日の前後にわたるときは、その退院の日まで助成するものとする。

(助成の方法)

- 第 5 条 助成は、次条第 1 項に規定する受給券が医療機関に提示された上で、医療を受けた場合において、助成する額を当該医療機関に支払うことによって行うものとする。
- 2 前項の助成が受けられない場合で、市長が必要があると認めたときは、助成する額を対象者に支給することにより助成を行うことができる。
 - 3 前項の助成は、規則で定めるところにより、対象者の申請に基づき、月を単位として行うものとする。

(受給券)

第 6 条 助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請して対象者であることを証する書類(以下「受給券」という。)の交付を受けなければならない。

2 受給券は、規則で定めるところにより、更新するものとする。

(損害賠償との調整)

第 7 条 市長は、子どもが医療費に関し第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成を行わず、又はすでに助成した額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第 8 条 偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、市長は、その者からすでに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第 9 条 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の第 3 条第 2 項第 1 号の規定は、平成 30 年 8 月 1 日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。